



工場排水の有害物質の排出規制が変わります

今年の5月25日から、水質汚濁防止法に基づく工場排水や地下浸透水の有害物質の排出規制に、次の項目の追加及び改正が行われました。

工場排水	1.4-ジオキサン
地下浸透水	1.2-ジクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 1.4-ジオキサン

1.2-ジクロロエチレンについては、従来シス-1.2-ジクロロエチレンのみが対象物質であったものが、トランス-1.2-ジクロロエチレンも規制の対象に加えられることになりました。

これらの物質を取り扱っておられる事業所は、特定施設の設置届けを提出することとなります。(新たに特定施設として、界面活性剤製造の反応施設と、エチレンオキサイド又は1.4-ジオキサンの混合施設も追加されました。)

また、6月1日から施行された改正水質汚濁防止法による地下水汚染の未然防止のための構造基準や施設の点検及び管理に関しても、今回追加された有害物質の使用・貯蔵施設が対象として加えられます。

さらに、地下水の浄化基準や下水道への排水基準についても同様に、追加や改正が行われました。

それぞれの排水等の規制基準値は、下の表をご覧ください。



規制の対象	対象となる項目	基準値	備考
工場排水	1.4-ジオキサン	0.5mg/L	有害物質の追加
地下浸透水	1.2-ジクロロエチレン	シス体として 0.004mg/L トランス体として 0.004mg/L	従来の規制と同じ内容 有害物質の追加
	塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L	有害物質の追加
	1.4-ジオキサン	0.005mg/L	有害物質の追加
地下水の浄化基準	1.2-ジクロロエチレン	シス+トランス体合計値として 0.04mg/L	従来はシス体のみで0.04mg/Lであったものがトランス体も合わせて規制対象となった
	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L	有害物質の追加
	1.4-ジオキサン	0.05mg/L	有害物質の追加
下水道排水	1.4-ジオキサン	0.5mg/L	有害物質の追加

西日本技術コンサルタントのホームページもご覧ください。

www.ngcon.co.jp